

【入院時食事療養費の自己負担金額の変更について】

今般の食材料費等の高騰の影響により、下記のとおり入院中の食事代が改正
改正されました。

令和 8 年 6 月 1 日から食事療養標準負担額について以下のとおり引き上げら
れます。ご理解のほどお願い申し上げます。

入院時食事療養費の標準負担額(患者負担額)			
所得区分		令和 8 年 5 月まで	令和 8 年 6 月から
70 歳未満	70 歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1食 510 円 (指定難病患者(低所得Ⅰ・Ⅱを除く)1食 300 円)	1食 550 円 (指定難病患者(低所得Ⅰ・Ⅱを除く)1食 330 円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ (過去 1 年間の入院 日数 90 日以下)		
	低所得Ⅱ (過去 1 年間の入院 日数 90 日超)	1食 190 円	1食 220 円
	低所得Ⅰ	1食 110 円	1食 130 円

※全国の医療機関共通の改訂額です。